

第2章 環境基本計画

第1節 環境基本計画の改訂経緯

本県では、宮崎県環境基本条例第9条に基づき、平成9年3月、環境保全に関する長期的な目標と施策の大綱などを定めた環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、環境学習の重要性の高まりや、地域としての地球温暖化防止対策の必要性の増大、化学物質問題の顕在化など、環境保全行政に関する情勢は大きく変化しており、本県においてもその対応が求められています。

こうした新たな課題に対応するため、平成13年3月に環境基本計画を改訂し、宮崎県環境基本計画（改訂計画）を策定するとともに、県民の環境学習を推進するため、計画の別冊として、宮崎県環境学習基本指針を策定しました。

計画等の策定に当たっては、宮崎県環境審議会に諮問し、幅広い角度からの審議を行った上で、答申を得ました。また、インターネットによるパブリックコメントや環境保全団体等との意見交換会を実施するなど、広く県民・事業者からの意見やアイデアを募集したところです。

第2節 改訂された宮崎県環境基本計画

宮崎県環境基本計画（改訂計画）では、『人と自然の共生する地域環境づくり』を基本目標に、本県の豊かな自然を守るとともに、県民が快適な暮らしを送ることのできる環境共生型の地域社会づくりを進めることとしており、計画の期間は平成13～17年度、計画の構成は図2-2-1のとおりとなっています。

具体的には、「環境にやさしい地域社会の実現」、「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」、「豊かな自然環境の保全と創出」、「地域からの地球環境保全の推進」及び「環境保全基盤の充実」の5つの柱を立て、環境保全に関わる各種の施策を総合的に展開していくこととしています。

また、本県の地域特性や独自の課題を踏まえ、県民、民間団体、事業者、行政がパートナーシップのもと連携して取り組むべきテーマを「21世紀みやざき環境重点プログラム」として6テーマ選定し、環境保全の取組の方向と各主体それぞれの具体的な取組や連携の方向性を示しています。

さらに、環境保全施策の体系に沿って74項目の環境指標を設定し、そのうち一部については目標値を定め、毎年、環境の現況や環境保全の取組の進捗状況を把握することとしています。

（資料編P398～P405）

第3節 環境基本計画を推進するための具体的な計画等

1 宮崎県環境学習基本指針

宮崎県環境学習基本指針は、「人と自然の共生する地域環境を担う人づくり」を目標に、子どもから高齢者までのすべての世代の県民が、家庭・学校・地域社会・企業・行政など多様な場において、自主的に環境学習を行うための指針として策定したものです。

具体的には、県の行う環境学習推進施策の方向性を示すとともに、家庭や学校など各場面における環境学習の方向性や展開例を示しています。

また、ごみをテーマとした総合的な環境学習の取組についても示しています。

2 ひむかのくに環境保全推進県民会議

宮崎県環境基本計画に基づき、県民、事業者、行政が相互に意見を交換するなど連携を図りながら環境保全に一体となって取り組むための推進組織として、平成10年3月に「ひむかのくに環境保全推進県民会議」が発足しました。現在、県内92団体（平成14年6月から104団体に増）の参加のもと、県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」やノーカーデー等の実践的な取組をはじめ、環境保全推進県民大会の開催、機関誌の発行等による環境情報の提供など、環境保全推進のための事業を展開しています。

3 地球温暖化対策に関する計画

(1) 宮崎県地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化は、社会経済活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増大によって引き起こされる地球規模の環境問題で、その防止のために、京都議定書で先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めるなど、国際レベルの取組がなされています。

本県においても、この議定書の趣旨を踏まえ、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に向けた総合的な対策を講じていくために、平成10年3月に「宮崎県地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

この計画では、県内の温室効果ガス全体の排出量を平成22年に基準年レベルから37%削減、また、日常生活や事業活動のエネルギー消費と密接に関わりを持つ二酸化炭素についても、平成22年に平成2年レベルから7%削減するという努力目標を定めています。

(2) 宮崎県地球温暖化対策実行計画

我が国では、平成10年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地球温暖化防止に関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務が定められました。

この法律では、「地方公共団体は、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定すること」とされており、本県においても県の事務・事業から発生する温室効果ガス削減に取り組むため、平成12年10月に「宮崎県地球温暖化対策実行画」を策定しました。

この計画では、平成16年度に平成10年度比で、温室効果ガスの排出量を6%削減するという目標を定めており、県立学校や警察署を含む県のすべての機関で、電気・ガス等のエネルギー、上水道の使用量や廃棄物の発生量の削減などの取組を進めています。

4 宮崎県庁環境マネジメントシステムの運用

県庁は、県内でも最大規模の事業者・消費者であることから、本県の環境を保全するためには、県自らが環境保全に配慮した事務・事業を行う必要があります。このため、県では、平成12年2月から宮崎県庁環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成12年6月30日、環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

宮崎県庁環境マネジメントシステムでは、オフィス活動のみならず、施策・事業や公共工事など県の種々の活動における環境負荷の低減を図ることとしており、ISO14001に基づくPDCAサイクルを実践しながら、継続的な環境改善への取組を推進しています。

図 2 - 2 - 1 環境基本計画（改訂計画）の構成

